

## 今後の学制等の在り方について（第 5 次提言）【抜粋】

教育再生実行会議  
平成 26 年 7 月 3 日

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。  
(略)

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

学校段階間の区切りは、一定の年齢層の子供を同一の方式で教育するという意味がありますが、いじめや不登校が中学校第 1 学年で急増するなど教育上の様々な課題との関係が指摘されています。一方、地方公共団体における小中一貫教育の取組により、学力向上や中 1 ギャップの緩和などの効果も報告されています。また、現在の学制の原型が導入された当時に比べ、子供の身体的成長や性的成熟が約 2 年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入をはじめとして学習内容の高度化が進んでいます。

こうしたことから、学校段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育の推進が求められます。また、区切りを一律に変更することについては、これらの取組の進捗状況、その成果や課題等を踏まえた上で、更なる検討を行うことが必要と考えます。

学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。また、コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する。

国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9 年間の中で教育課程の区分を 4 - 3 - 2 や 5 - 4 のように弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。

国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5 - 4 - 3、5 - 3 - 4、4 - 4 - 4 などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。

学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。